

「短期マッチング（雇用シェアリング）モデル」の実施について

令和2年7月3日
京都府新型コロナウイルス感染症対策本部
京都府商工労働観光部
人材確保推進室
(075-692-3232)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞を受けて、休業を余儀なくされた従業員や、雇用の維持が難しくなっている企業がある一方、人手不足がますます深刻化している企業もあるというアンバランスな状況が生じております。

この度、京都府では、オール京都体制で雇用の維持を図るため、人材の過不足がある事業所間で、在籍のまま短期的な人手の助け合いを促進する「短期マッチング（雇用シェアリング）モデル」を実施します。休業中の従業員の方や人手不足でお困りの企業の皆様にご利用いただけるよう、周知をお願いします。

1 事業名称

短期マッチング（雇用シェアリング）モデル

2 事業内容

(1) 「雇用シェアリング事務局」を設置 ※別添のスキームを参照

仕事が減った企業での雇いを維持しながら人手が欲しい企業で働くことにより、従業員が在籍のまま一時的な雇用のシェアリングを図る、オール京都体制による事務局を設置する。

(2) 人材に係る情報提供

「送り出したい側」の情報と「受入りたい側」の情報を「雇用シェアリング事務局」で収集し、京都府ホームページにおいて情報提供する。

(3) 短期マッチング「雇用シェアリング」に係る専門アドバイス

短期マッチング「雇用シェアリング」を行う上での留意点（就業規則の整備、法令遵守や労働保険・社会保険の手続きなど）について、京都府のアドバイザー派遣制度の活用や京都労働局がアドバイスを行う。

3 事業の特徴

- ・労働経済活力会議メンバーに「産業雇用安定センター京都事務所」を加えたオール京都による推進体制
- ・出向～兼業まで多様な働き方に関する相談対応
- ・社労士派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポート

4 事業開始日

令和2年7月10日（金）

5 問い合わせ先

京都府商工労働観光部人材確保推進室
(京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階)
電話：075-692-3232



オール京都の雇用シェアリングモデル

